

教職員の非違行為対応マニュアル

上田市立第五中学校

教職員の非違行為対応マニュアル 目次

- 1 基本方針
- 2 教職員による非違行為防止に関する取組
 - (1) 非違行為防止のための校内組織
 - (2) 教職員の意識を高めるための取組
 - (3) 日常的な防止活動
 - (4) 具体的防止策
 - ① 体罰の防止
 - ② スクールセクシャルハラスメントの防止
 - ③ 情報漏洩の防止
 - ④ 金銭不正管理の防止
 - ⑤ 交通事故・交通法規違反の防止
 - ⑥ その他
- 3 非違行為発生時の対応
 - (1) 対応の一般的基準
 - ① 非違行為の状況の把握
 - ② 報告・通報・相談
 - ③ 報道関係等への対応
 - ④ 校内体制の整備
 - ⑤ 被害者等への説明・謝罪
 - ⑥ 生徒・保護者への説明・謝罪
 - ⑦ 公表に関する事項
 - (2) 非違行為別対応マニュアル
 - ① 体罰・スクールセクシャルハラスメント事案
 - ② 情報漏洩事案
 - ③ 金銭の不正管理事案
 - ④ 交通事故・交通法規違反事案
 - ⑤ その他
- 4 非違行為等の処分終了後の学校の対応
 - (1) 被害者へのケア
 - (2) 生徒・職員への心理的ケア
 - (3) 防止策の見直しと新たな防止策の策定

作成中

1 基本方針

相次ぐ教職員の非違行為の発生を受けて、私たちは、教職員としての使命を新たに自覚し、再びこのような非違行為を起こさないよう、また、起きないように決意するものである。あわせて、不祥事の発生は、被害者はもとより、行為者の家族や同僚等への影響も大きく、多くの人間が不幸になってしまうことも忘れてはならない。

そもそも教育の仕事は、次代を担う生徒の育成のため、教職員が尊敬され、学校が信頼されてこそ成り立つものである。多発する不祥事によって、そうした根幹が揺らいでいることを、深刻な事実として、また、自分のこととして受け止めながら、一人ひとりが初心に返って自分の行動を見直すべきであると自覚したい。

また、個人の自覚と努力と共に、このような行為に対して、その予防策・対応を事前に定めることは、組織体としての責任を果たそうとするものである。

そこで、予防策を第一に考えてこの対応マニュアルを策定し、その計画に基づいて諸計画を確実に実行し、不祥事を起こさない職員集団や学校風土を創り上げることが第一義である。しかし、残念ながら事態が起こってしまった場合には、被害者の救済を最優先しながら、組織体としての学校の責任を誠実に果たしていきたいと考える。

以上のような基本方針の下、県教育委員会並びに上田市教育委員会の指導を受け、本「非違行為対応マニュアル」を策定する。

【参照】

『なくそう スクール・セクハラ』（平成 20 年 10 月）

『教職員の皆さんへ「体罰の根絶に向けて」』（平成 23 年 県教育委員会）

『パワー・ハラスメント防止マニュアル』（平成 24 年 1 月）

『教職員の皆さんへの緊急メッセージ』（平成 24 年 4 月 26 日 県教育委員）

『教員の資質向上・教育制度あり方検討会議』答申（平成 25 年 3 月 19 日）

『教職員の非違行為に係わる公表ガイドライン』（平成 25 年 5 月 30 日）

『非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために』（平成 26 年 3 月）

『教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引』（平成 26 年 3 月）

『懲戒処分等の指針』（平成 26 年 3 月 13 日 一部改正版）

『長野県教職員 通報・相談窓口設置要領』（平成 26 年 4 月 1 日）

2 教職員による非違行為防止に関する取組

(1) 非違行為防止のための校内組織～『上田市立第五中学校 非違行為防止委員会』

① 非違行為防止委員会の目的

- ・職員による非違行為防止に関する方針の策定
- ・非違行為防止に関わる研修の計画と運営
- ・非違行為防止に関わる取組の評価
- ・非違行為発生時の学校対応策の協議

② 非違行為防止委員会の組織

- ・委員長：校長
- ・副委員長：教頭、外部委員（学校運営員 含 PTA 会長）
- ・委員：教務主任、副教務、学年主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、事務主任

③ 非違行為防止委員会の運営

- ・委員長の招集により開催する。その他、必要に応じて開催することができる。
- ・緊急または必要な場合は、外部委員の参加または一部委員の参加が得られなくとも開催できる。

(2) 教職員の意識を高めるための取組

① 『誓い』の提出

- ・交通法規の遵守、体罰の謹厳に関するもの
(4月当初に全職員自書し校長に提出、学期始めに署名する)

② 学校外の外部講師による講演や講習

③ 校内での職員研修、チェックシートによるセルフチェック

④

※ 令和6年度 非違行為防止に関わる研修計画

4月	・上田市の情報管理に関する規定や「第五中学校綱紀保持宣言」の内容を確認するとともに、自分の言葉で「誓い」を書く。 ・「非違行為対応マニュアル」および「非違行為の根絶に向けて」を全職員で確認する。 ・懲戒処分指針の読み合わせをする。 ・セルフチェックシートにより、自身を振り返る ※この他に、毎回の職員会で学校長が「非違行為根絶」に向けて話をする。本年度は特に教育哲学・伝承をテーマとする。	10月	・学校長との個別面談で、非違行為根絶に向け自身が日頃考えていることを伝える。 ・「非違行為根絶を誓う日」に、第五中学校綱紀保持宣言を再確認する。
5月	・「非違行為の根絶に向けて」事例7(暴言等)をもとに小グループで話し合う。 ・校長と職員との面談を取り、非違行為を起こさないための心構えや、自校から非違行為を出さないための方策について考える機会とする。	11月	・教職員のよりよい関係作りに向け、小グループで「教員をめざした理由」「教員になってよかったと感じた瞬間」等についてシェアし合う。
6月	・スクールセクハラやSNSに係る性被害についての事例を確認するとともに、別室で生徒と話をする際における本校のルールを確認する。	12月	”・飲酒運転根絶に向けた研修〔外部講師による研修〕 ・セルフチェックシートによる2学期を振り返る。”

7 月	・非違行為事案（わいせつ事案）を読み合わせる。 ・最近起こった具体的な事例について、グループ討議を実施し、本校としての非違行為根絶宣言をする。	1 月	”・新年の「誓い」確認。 ・「児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」をもとに、どこに問題があったのか話し合うとともに対策を考え合う。”
8 月	・「非違行為の根絶に向けて」事例 10（スピード違反）をもとに小集団で話し合う。 ・「誓い」の確認 ・「非違行為対応マニュアル」の見直し ・セルフチェックシートにより、自身を振り返る。”	2 月	”・「非違行為の根絶に向けて」事例 5（ストーカー行為）をもとに、小集団で話し合う。チェックシート・職員との面談による個別指導 ・非違行為防止委員会において、第三者委員から評価・意見をいただく。”
9 月	・新人戦に向け、「体罰根絶のためのセルフチェックシート」をもとに、自分の指導を振り返る。	3 月	”・「非違行為を防ぐポイント」をもとに、1 年間の研修を振り返り非違行為根絶を誓い合う。 ・「非違行為対応マニュアル」および「非違行為防止のための校内ルール」の見直しをする。”

(3) 日常的な防止対策

- ① 学年会・教科会・係会などの諸グループ内での職員の絆を深める取組
- ② 全校職員の一体感を築くための諸活動（職員厚生係を中心に）
- ③ 出張等の外出時における互いの声かけと、帰校後の報告
- ④ 提出物の期限内提出の徹底
- ⑤ 机上の整理整頓の奨励
- ⑥ 学校内で仕事ができるような日課の工夫や制度の検討（教務会）
- ⑦ リモートアクセス利用の推進

(4) 具体的な防止対策

○生徒の相談窓口の設置（校長室・職員室・保健室に設置）

① 体罰の防止

ア 体罰に対する正しい理解と認識をもつために

- ・「職場内研修」の実施等による啓発活動（2-②参照）
- ・「教職員の皆さんへ『体罰の根絶に向けて』」（県教育委員会）の活用

イ 学校としての組織的取組

- ・生徒の生徒指導上の問題を教員一人で抱えこまないよう、生徒指導委員会や学年会等を中心に、組織で対応する。
- ・「体罰根絶に向けた運動部指導者講習会」や「学校体育・スポーツ研究協議会」の研修内容について校内で伝達講習を行う。
- ・生徒（必要に応じて保護者も）、教職員を対象としたアンケートの実施（7月、12月）
- ・生徒並びに保護者への第三者相談機関の周知徹底（学校だより等で）
- ・生徒のシグナルを見落とさないための定期的な生徒情報の交換による共通理解

（職員会議にて）

② スクールセクシャルハラスメントの防止

ア 体罰に対する正しい理解と認識をもつために

- ・「職場内研修」の実施等による啓発活動（２－(2)参照）
- ・「なくそう スクール・セクハラ！」（県教育委員会）の活用
- ・セルフチェックシートの活用

イ 学校としての組織的取組

- ・生徒への指導に関わる注意事項の周知（部屋の利用の仕方、指導の人数など「生徒指導方針」に明記）
- ・「相談窓口」や「第三者相談機関」設置に関する情報の生徒・保護者への周知

③ 情報漏洩の防止

ア 情報漏洩防止に関する正しい理解と認識を持つために

a 「上田市小中学校情報セキュリティポリシー」に基づいた情報の管理

- ・同運用基準に関する研修会の実施、各種掲示物の整備
- ・同基準に基づいた「上田市立第五中学校情報セキュリティ規定」の作成 作成中

b 「上田市立第五中学校情報セキュリティ規定」に基づいた情報の管理

- ・同規定の周知に関する研修の実施

イ 学校としての組織的取組

- ・情報保管庫の指定、鍵の管理の徹底。情報機器の管理徹底
- ・個人情報持ち出しの原則禁止と、持ち出す場合の手続きの徹底。諸手続様式の整備
- ・テストなどを持ち帰らなくても済む校内勤務態様の工夫

④ 金銭不正管理の防止

ア 「上田市立第五中学校徴収金会計事務処理要綱」を定め、これに基づいた会計処理を徹底する。作成中

イ 校内での現金の取り扱いをできるだけなくすよう努力し、そのための様々な方策を講じる。
また、校内での現金の保管を原則的にやめ、業者の直接扱い、ないしは、徴収と支払いの同日実行に努める。

ウ 会計処理の収入、購入、支出に関わるそれぞれの段階で、複数職員による決済体制を基本とする。

⑤ 交通事故・交通法規違反の防止

ア 交通法規遵守の徹底を図る

- ・「ヒヤリ ハット」など事故事例を用いた研修の継続
- ・職員室への啓発標語等の掲示
- ・外出、帰校時の報告と、互いの声かけ

イ 酒宴に於ける運転者への配慮と相互チェック

- ・バスの手配など交通手段を必ず確保を必ず行う。
- ・学年組織をあげての帰宅方法の相互点検を必ず行う。
- ・飲酒を伴う会合帰宅方法チェック名簿の作成、学年主任による帰宅チェックの実施。

⑥ その他

ア 教材・旅行取扱業者等の決定について

・「校外学習に於ける取扱業者決定について」の確認

※防止対策一覧表

月	研修実施計画	体罰	わいせつ	情報漏洩	金銭管理	交通	その他
4月	・全職員を対象に、非違行為防止に係る校長講話を実施する。 ・「非違行為対応マニュアル」および「非違行為の根絶に向けて」を全職員で確認する。	・『誓い』提出	・相談窓口設置の生徒及び保護者への周知 ・第三者相談窓口の設置周知	・情報セキュリティ校内研修	・会計事務処理要綱の周知	・『誓い』提出	・非違行為防止委員会の設置
5月	・校長と職員との面談を取り、非違行為を起こさないための心構えや、自校から非違行為を出さないための方策について考える。	・セルフチェック					
6月	・スクールセクハラやSNSに係る性被害についての事例を確認するとともに、別室で生徒と話をしている際の本校のルールを確認する。		・セルフチェック	テスト			
7月	・非違行為事案（わいせつ事案）を読み合わせる。 ・最近起こった具体的な事例について、グループ討議を実施し、本校としての非違行為根絶宣言をする。	・体罰調査1	成績処理		・学年費学期末会計報告	・	
8月	・「非違行為の根絶に向けて」事例10（スピード違反）をもとに小集団で話し合う。 ・「誓い」の確認 ・「非違行為対応マニュアル」の見直し ・セルフチェックシートにより、自身を振り返る。	・『誓い』提出		テスト	・部活動費等点検	・セルフチェック	
9月	・新人戦に向け、「体罰根絶のためのセルフチェックシート」をもとに、自分の指導を振り返る。	・セルフチェック					
10月	・学校長との個別面談で、非違行為根絶に向け自身が日頃考えていることを伝える。 ・「非違行為根絶を誓う日」に、第五中学校綱紀保持宣言を再確認する。			テスト			
11月	・教職員のよりよい関係作りに向け、小グループで「教員をめざした理由」「教員になってよかったと感じた瞬間」等についてシェアし合う。			テスト			
12月	・「飲酒運転根絶に向けた研修〔外部講師による研修〕」 ・セルフチェックシートによる2学期を振り返る。	・体罰調査2		成績処理	・学年費学期末会計報告	セルフチェック	
1月	・新年の「誓い」確認。 ・「児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」をもとに、どこに問題があったのか話し合うとともに対策を考え合う。	・『誓い』提出	・セルフチェック	テスト			

2月	・「非違行為の根絶に向けて」事例5（ストーカー行為）をもとに、小集団で話し合う。チェックシート・職員との面談による個別指導 ・非違行為防止委員会において、第三者委員から評価・意見をいただく。		・セルフチェック	テスト 成績処理			・非違行為防止委員会
3月	・「非違行為を防ぐポイント」をもとに、1年間の研修を振り返り非違行為根絶を誓い合う。 ・「非違行為対応マニュアル」および「非違行為防止のための校内ルール」の見直しをする。			成績処理 年度末異動	・学年費学期末会計報告 ・部活動費等会計報告		

3 非違行為発生時の対応

(1) 対応の一般的基準

【けが人のある場合】

- ・応急処置を行うと共に、救急車の要請を行う。
- ・救急救命措置の実行

① 非違行為の発生の把握

ア 校長による非違行為発生の把握

- ・「5W1H」を明確にした校長への報告
- ・報告内容の記録または記録者の指定

イ 校長による事実の確認

- ・非違行為を起こした本人、関係職員、関係生徒等からの事情の確認
- ・生徒が被害者となった場合には、当該生徒並びに保護者の意向やプライバシーに十分な配慮をする。

- ・被害者の訴えに十分傾聴する。

- ・教職員逮捕の場合は、警察に面会を求め、教職員と面会して必要な情報を収集する。また、家族や友人・同僚等、当該職員と関わりの深い者からも情報を収集する。

- ・習得情報の記録または記録者の指示を確実に行う。

② 報告・通報・相談

ア 教育委員会への連絡・相談

- ・事実確認後、直ちに市町村教委と県教委に、同時に電話で連絡する。
- ・事故報告書（事故速報）の作成し同時に送付する。
- ・新事実や重要事項認知の場合は速やかに市教委と県教委に続報を入れる。
- ・市教委、県教委との情報の共有に心がける。

イ 警察への通報・相談（犯罪の可能性がある場合）

- ・犯罪可能性がある場合は警察へ通報・相談する。（横領、体罰等）

ウ 警察による捜査への協力

- ・校内に現場がある場合の現場の保持、証拠品等の確保と厳重な保管
- ・学校への家宅捜索の協力と生徒や職員に関する個人情報の開示に関する注意

報告の態様

- ・行為者本人からの報告
- ・他の教職員からの報告
- ・生徒や保護者からの報告
- ・校内相談窓口や第三者相談期間からの連絡
- ・匿名の通報
- ・警察からの連絡
- ・報道期間からの問い合わせ

③ 取材等報道機関への対応

- ア 主体的に誠意をもって対応すると共に、生徒の人権尊重の視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
- イ 報道対応班を立ち上げ、報道機関対応窓口を一本化する。(校長または教頭)
- ウ 説明資料や想定問答の準備すると共に、公務員の守秘義務に留意する。
- エ 背景や原因に関することは慎重に対応し即答を避ける。
- オ 生徒の動揺を避けるため子どもへの直接取材を断り、会見場所については学校を避ける。

④ 校内体制の整備

- ア 対策本部の設置
 - ・必要に応じて対策本部を設置し、情報の収集・分析に当たり、本マニュアルの個別事案対応指針に基づいて対応する。
- イ 非違行為を起こした教職員の処遇と代替分掌の組織
 - ・処分決定までの間の校内分掌の代替えを実施する。
 - ・特に当該職員の担任学級や顧問部活に配慮し、市教委や県教委と相談しながら進める。
 - ・授業補充や校務分掌の代替えについて教務会に指示する。
- ウ 緊急職員会議の招集
 - ・校内体制についての共通理解と生徒へのケア方針の共通理解、実行プログラムの策定

⑤ 被害者への説明・謝罪

- ・被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪と対応を行う。
- ・被害者が本校生徒の場合は、校長と学級担任（必要に応じて学年主任も同行）とで被害者の家庭を訪問して謝罪に当たる。被害者の同意が得られれば、当該職員本人も同行させる。
- ・被害者が学校外の場合は、当該職員本人が謝罪に赴く。必要に応じて校長（教頭）も被害者宅を訪ね、非違行為の説明と謝罪を行う。

⑥ 生徒・保護者への説明と謝罪

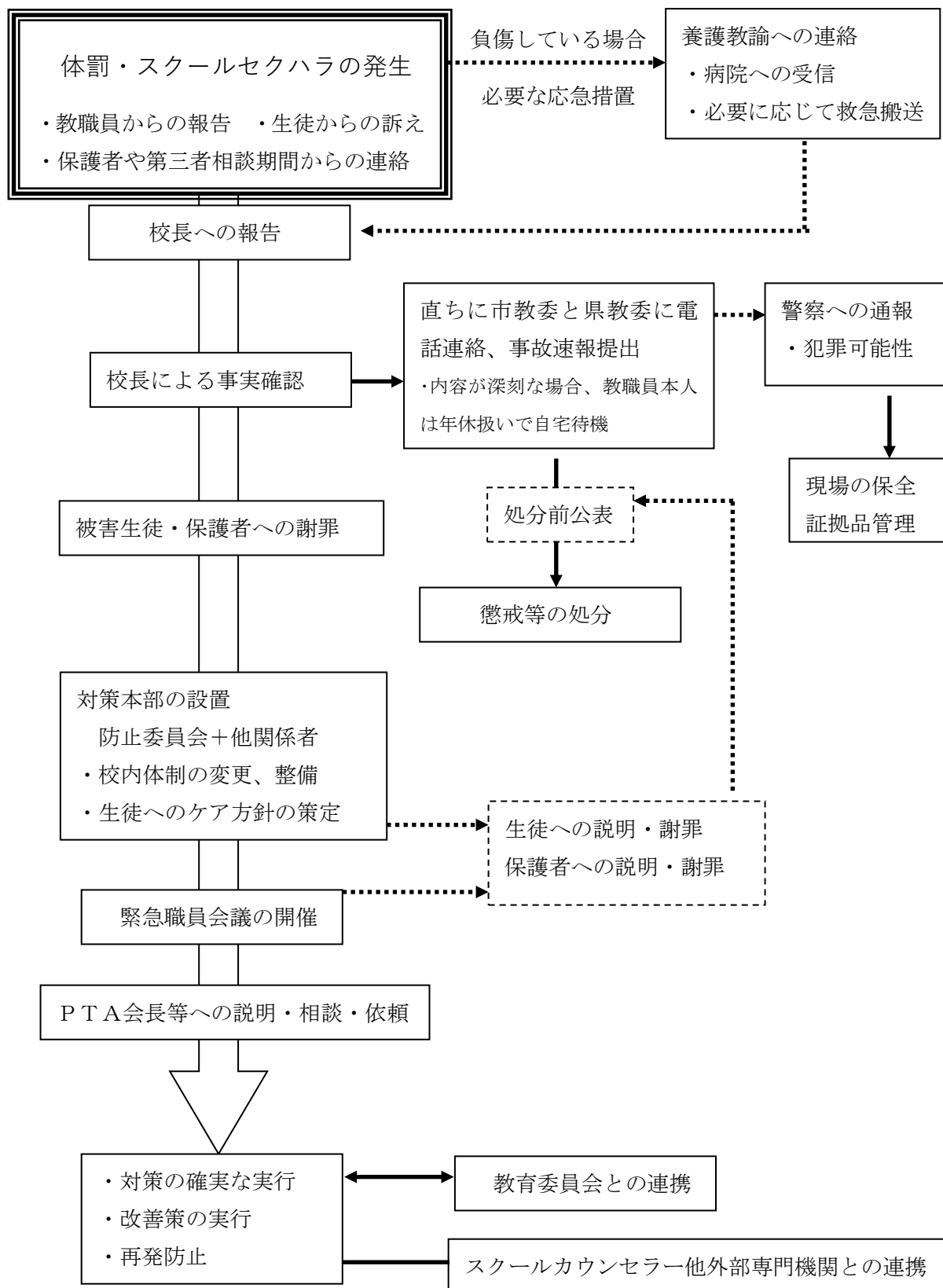
- ア P T A会長への説明と協力依頼
 - ・P T A会長に非違行為の状況や今後の方針を説明する。全校保護者説明会を行う必要がある場合はその協力を要請する。
 - ・学年や学級対象の説明会を行う場合は、P T A会長並びに対象の学年または学級の保護者会長にも同様に行う。
- イ 生徒または保護者、あるいはその両者への説明と謝罪
 - ・事案の状況により、説明または謝罪の対象集団を決定する。(全校、学年、学級、他)
 - ・事前に該当する生徒および保護者への説明と謝罪を行い、今後の対応として所属集団への説明及び謝罪を行う旨伝える。
 - ・被害者のプライバシーやメンタル面でのケアに特に注意しながら、説明および謝罪を行う。
- ウ 生徒の心のケア
 - ・必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応を開始し、中・長期的に対応する。
 - ・「ケア会議」を開催し、関係機関との連携を図りながら、被害評価と応急対応の計画・教育相談の連携計画・外部機関への相談計画について協議する。

⑦ 公表に関する事項

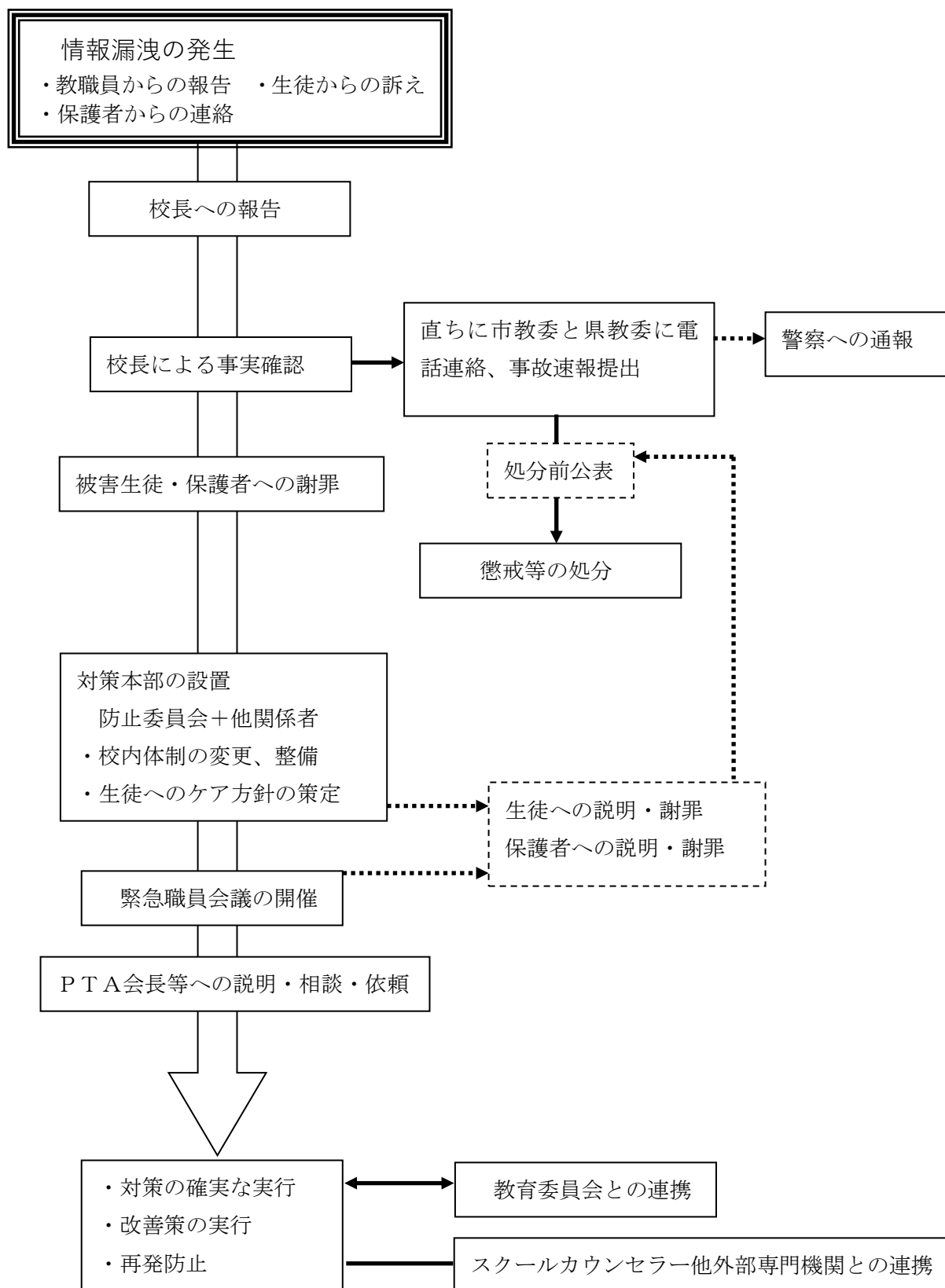
- 記者会見は原則として教育委員会が実施する。
- 「教職員の非違行為に係わる公表ガイドライン」にそって対応する。
- ア 懲戒処分前公表の記者会見の対象
 - ・生徒に対する「わいせつな行為等」及び「体罰」の項目に該当すると判断されるもの。
 - ・飲酒運転その他重大な非違行為
- イ 懲戒処分後の公表は教育委員会が行う

(2) 非違行為別対応マニュアル

① 体罰・スクールセクハラ



② 情報漏洩 ③金銭不正管理



④ 交通事故・交通法規違反事案

作成中

4 非違行為等の処分終了後の学校の対応

(1) 被害者へのケア

○生徒が非違行為の被害に遭った場合、特に重大な非違行為の場合等

・スクールカウンセラーと連携しながら対応を説明し、中・長期的に対応する。

留意点	a 事案発生後には、児童生徒と保護者の心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。 b 特に、ケア会議を開催し、支援することが重要である。
教育相談体制の確立	ポイント1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。 □事案発生時に児童生徒の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。 □日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。 □児童生徒に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。 □重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。
ケア会議	ポイント1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。 □ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。 事案発生後、毎日、開催する。 □ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。 ■ ケア会議の主な内容 ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画 ・保護者と担任、教育相談担当等との連携促進 ・スクールカウンセラーや病院等への相談・連携 ポイント2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。 ・怪我や入院はないか。 ・事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等） ・被害者、加害者との関係性。（親友、友人、部活動で一緒等） ・事件前から、悩み等を抱えていなかったか。 ・事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象。 ポイント3 共感的理解に基づき対応する。 □日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。 □具体的には、児童生徒に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。 □状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。

(2) 生徒・職員への心理的ケア

作成中

(3) 防止策の見直しと新たな防止策の策定

作成中

教職員の非違行為に係る公表ガイドライン

平成 25 年 5 月 30 日長野県教育委員会
(令和 4 年 9 月 13 日一部改正)

第 1 趣旨

このガイドラインは、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の任命した教職員が、非違行為により地方公務員法に基づく懲戒処分等を受け、または受けるべき場合において、その事実や処分内容等を県民に対して明らかにし、行政機関としての説明責任を全うするとともに、県民の信頼に応える透明性の高い教育行政を確立するため、その公表基準等について定めるものとする。

第 2 公表基準

公表は、次の基準により行う。

1 懲戒処分等後公表

次の場合には、教育委員会は速やかに公表する。

- (1) 教職員による非違行為について、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を決定したとき
- (2) 刑事事件で起訴された場合において、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき分限休職処分を行ったとき
- (3) 指導上の措置(訓諭、嚴重注意、口頭注意)について、社会的影響その他の事情に鑑み、教育委員会において公表すべきであると判断したとき

2 懲戒処分前公表

懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。

- (1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第 3 標準例「1 児童生徒等に対する性暴力等関係」及び「2 児童生徒に対する非違行為関係(1を除く)」に定める「体罰」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為
- (2) 飲酒運転その他重大な非違行為

第 3 公表内容等

1 懲戒処分等後公表

- (1) 公表は、懲戒処分等の決定後、教育委員会が行う。
- (2) 公表する内容

ア 懲戒免職の場合

- (ア) 被処分者の氏名、学校名、職名、年齢、性別
- (イ) 処分の内容
- (ウ) 処分の時期
- (エ) 処分の事由
- (オ) 既に懲戒処分前に公表をした事案については、その事実

イ 懲戒免職以外の場合

- (ア) 被処分者の校種等、職位、年齢、性別
- (イ) ~ (オ) アに同じ

この場合の校種等とは、事務局(本庁)現地機関、学校以外の教育機関、小学校、中学

校、高等学校、特別支援学校の別をいう。

また、小学校、中学校及び高等学校にあつては、東信・南信・中信・北信の地区別を付すこととする。

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 懲戒免職以外の処分であっても、社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 上記ア及びイを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

2 懲戒処分前公表

(1) 公表は、教育委員会が非違行為の事案の把握と確認をしたとき、教育委員会が行う。ただし、県費負担教職員の非違行為については、市町村教育委員会と連携して行うものとする。

(2) 公表する内容

ア 事件・事故の概要イ 発生

時期

ウ 教職員の校種等、職位、年齢、性別

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 社会的影響が大きな事案で逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、必要に応じて教職員の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 警察が事情聴取等の捜査を行っており捜査の支障となる場合は、公表しない。ただし、支障がなくなったときは公表する。

エ 上記ア、イ及びウを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

第4 その他

- 1 教職員による非違行為が発生したとき、校長及び市町村教育委員会は、速やかに教育委員会に所定の報告を行うとともに、適切に保護者説明会等を行い、児童生徒の動揺を鎮め、保護者との情報共有を図るものとする。また、教育委員会は、校長及び市町村教育委員会と連携を図り、ガイドラインの円滑な運用に努めるものとする。
- 2 教育委員会は、学校の教育活動に支障が生じないよう、必要に応じ報道機関に十分な配慮を要請する。